

會ニ列テ其役員ヲ選舉スルコトヲ得
理事 若干名
員外ノ一人ヲ選ニ得ルコトヲ得

第十六條

本會ハ役員選舉ニ及テ會費ヲ徵收スルニ必要ナル
會費ニ及テハ其額ニ依リテ會費ノ徵收スルコトヲ得

第十七條

本會員ニシテ本會ニ多大ノ功勞ヲ有シ其功勞ニ依
リテ本會員ニシテ本會ノ役員ニ選出スルコトヲ得

第十八條

本會員ニシテ本會ノ役員ニ選出スルコトヲ得

第十九條

本會員ニシテ本會ノ役員ニ選出スルコトヲ得

理事 三名
監事 三名

會計 一名
庶務 一名

附屬法人協同會大阪支所

第二十條

役員ノ所屬班ニ於テ選任シ代議員會之ヲ推薦ス

第二十一條

理事會ニ於テ選任シ代議員會之ヲ推薦ス

代議員 會員三十名毎ニ一名選出ス

相談役 本會ニ特別功勞アルモノヲ以テス

第二十二條

役員職務左ノ如シ
委員長ハ會務ヲ統理シ理事ハソノ職務分擔ニ基キ會

務ヲ分掌ス

會計ハ一般會計ニ關スル事務ヲ掌理シ監事ハ經理ヲ

第二十三條

監督ス
本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

顧問ハ代議員會ニ於テ本人ノ承諾ヲ得テ之ヲ推薦ス